

佐賀県告示第五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により同法による医療扶助のための施術を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により同法による医療支援給付のための施術を担当させる機関として、次のとおり指定した。

平成二十二年一月二十九日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定年月日
かみみね整骨院	三養基郡上峰町大字坊所一五八一番地二	平成二二・一〇・一
コア整骨院	唐津市和多田本村一番地四一	平成二二・一一・一
熊田整骨院	鳥栖市大正町六五三番地一	平成二二・三・一
直鳥はり灸整骨院	神崎市千代田町直鳥四〇番地一	平成二二・四・二七
おがはら整骨院	杵島郡白石町大字福田一八九四番地九	平成二二・五・二四
とす鍼灸接骨院	鳥栖市元町一二四六番地三	平成二二・八・三一